総務部

新年挨拶

総務部長　竹内　崇

謹んで新年のお慶びを申しあげます。

昨年６月に総務部長へ就任して以来、課題が山積している本会の現状を打破し、しっかりとした屋台骨を形成する為、後藤副部長、大庭副部長、増戸理事、専門委員と一致団結し会務を遂行してまいりました。

お陰様で『行政書士試験、諸会議の設営』、『会則、諸規程の整備に向けた準備』、『行政書士のあり方検討チームの創設』等々、少しずつではありますが、着実に前進してまいりました。

真価が問われる２年目の本年は、より強固な組織を確立する為に何をすべきかを念頭に置き、更なる前進を勝ち取るべく邁進いたします。

会員の皆様方には、ご支援ご協力賜りますよう切にお願い申しあげますと共に、本年がより良き年になるよう心より祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申しあげます。

活動状況報告

第6回　総務部会開催

日時　平成25年10月8日(水)　午後2時～午後5時30分

場所　茨城県行政書士会　事務局

出席者　竹内部長、大庭副部長、後藤副部長、増戸理事、関根事務局長

議題１　作業工程、進捗状況の確認について

・職務分掌の確認。
・専門委員５名を追加した。

議題２　行政書士試験について

・教室、警備、看板、シャトルバスの手配状況等説明。

議題３　会則、諸規程等の改正作業について

・毎月原則第１、第３火曜日に作業を行う。
・新入会員の事務所調査の実施可能性を検討する。
・補助者の業務範囲調査、明文化。
・会費滞納者対応の検討(権利の制限等の実現可能性を検討)。

議題４　茨城県行政書士会のあり方検討チームメンバーについて

・構成メンバーの適切性確認。
・チーム設置要綱を整備する。
・初回は会長召集とする。

議題５　その他

市民法務部より規程新設(職務上請求書払出規程)、規程改正(補助者規程)の要望あり。

第9回　総務部会開催

日 時　平成25年11月12日(火)　午後2時～午後5時
場 所　茨城県行政書士会　事務局
出 席 者　竹内部長、大庭副部長、後藤副部長、増戸理事、関根事務局長

議 題 1　茨城県行政書士会のあり方検討チームについて

・安田副座長より資料収集要請あり。他の要望の有無を確認の上で関東地方協議会各単位会へ問合せを行ってもらう（事務局対応）。
・次回理事会に中間報告書提出（メンバー、検討事項等）。
・今年度末（平成26年3月）を目途に検討結果を会長に提出。

議 題 2　行政書士試験について

・大きなトラブルもなく、無事に終了した。
・年内に次年度会場の選定開始（流通経済大学以外の大学、高校も調査の上、検討する）。

本年度の問題点

・外部より見通せる教室があり、受験生の気が散る恐れがある。
・受験生と監督員が一緒に喫煙所にいるのは、情報漏えい防止の観点から問題あり。
・設備は良好であったが、立地面で検討の余地はある。

議 題 3　会則、諸規程等の改正作業について

・今年度末にかけて可能な限り進める。

議 題 4　開発公社との賃料折衝について

・事務局賃料については、値下げは厳しいのが現状。
・代替案として、会議室利用料の値下げの提案があった。

議 題 5　新春交流会について

・例年通り、2月22日(土)に実施することで確定。
・今後、講演会講師の選定に入る。

平成25年度　行政書士試験報告

去る平成25年11月10日(日)、流通経済大学 龍ケ崎キャンパスに於いて平成25年度の行政書士試験を実施致しました。

申込者数922名に対し受験者は742名で、出席率80.4％でした。

当日の朝方に震度5の地震があり、初めての試験会場と云うこともあって緊張した本番でしたが、皆様の御協力のお陰で大きなトラブルも無く無事に試験を終えることができました。本部員、監督員を務められた皆様大変お疲れ様でした。

（責任者　後藤　太一）

平成25年度　第4回理事会開催

日 時　平成25年12月10日(火)　午後2時40分～

場 所　水戸京成ホテル　2階「瑠璃の間」

出 席 者　正副会長、理事：28名、オブザーバー：相談役、監事、支部長　7名

議 題 1　協議事項

ア　旅費規程の一部を改正する規程について
イ　申請取次行政書士管理委員会規程の一部を改正する規程について
ウ　茨城県行政書士会補助者規程の一部を改正する規程について
エ　職務上請求書払出規程の新設について
オ　会費滞納者に対する取扱規程の新設について
カ　苦情処理チーム(仮称)の新設について
キ　会員適正化委員会設置規程の新設について
ク　新規登録者及び新入会員への対応について

以上、8件について協議が行われ、それぞれに修正･検討を加え、次回理事会へ上程し、審議することとしました。

議 題 2　報告事項

ア　茨城県行政書士会のあり方検討チームの活動状況について、報告がありました。
イ　行政書士試験の結果について、報告がありました。
ウ　就業規則の改正作業について、経過と報告がありました。
エ　各部から事業計画や実績について、報告がありました。

議 題 3　その他

ア　10月に実施した監査について、監事から結果報告がありました。

広報・監察部

新年挨拶

広報・監察部長　遠藤　実

あけましておめでとうございます。

新体制発足から半年、「行政茨城」の編集方針を改革し、メール一斉配信システムを開始させ、ノベルティグッズとしてのポケットティッシュを作成・活用、そして苦情処理に関して方向性を整理するなど慌ただしい事業展開をしてきました。これからも会員の皆様が地域で活動していただきやすい広報・監察事業を推進していきます。どうぞよろしくお願いいたします。

活動状況報告

広報・監察部会開催

日時　平成25年10月18日(金)、10月30日(木)、11月11日(月)、12月2日(月)、12月12日(木)

議題1　「行政茨城」編集作業について

「行政茨城11月号」「行政茨城新年号」の編集作業を行いました。以前よりも早期に会員に発送できるようにしています。

議題2　行政書士制度広報月間について

茨城会の実施要領を策定し、本会及び各支部において無料相談会を実施しました。その結果は以下のとおりです。(結果を掲示)

また、ＩＢＳ茨城放送でのＣＭ放送や、番組への会長・県北支部長の出演により広報月間や無料相談会をＰＲすることができました。さらに、茨城県ＨＰへのバナー広告、新聞広告や茨城県広報紙「ひばり」への広告を実施しました。

なお、ノベルティグッズとして、ポケットティッシュを作成して広報に活用していただきました。これに関しては、広報月間の記載をしていませんので、今後も制度のＰＲに活用していただけると考えております。

平成25年度広報月間中の【電話・対面】無料相談会結果について

○期間　平成25年10月1日～10月31日
○場所　本会・水戸支部・県南支部・県西支部・県北支部・鹿行支部

相談内容		電話			対面						合計
		本会	県西	小計	水戸	県南	県西	県北	鹿行	小計	
権利義務・事実証明	遺言・相続	20		20	63	35	2	6	5	111	131
	各種契約				1	1	1	1		4	4
	定款・内容証明									0	0
	不動産	6		6	5		1	1		7	13
	戸籍			0	6					6	6
	知的財産										
	その他	5		5	8	9	1	2	2	22	27
	小計	31	0	31	83	45	5	10	7	150	181
許認可関係	建設風営			0			1			1	1
	法人設立			0						0	0
	土地開発			0						0	0
	農地転用	1	1	2	3	1				4	6
	自動車			0						0	0
	入管			0		1				1	1
	その他		2	2	1	3				4	6
	小計	1	3	4	4	5	1	0	0	10	14
合計		32	3	35	87	50	6	10	7	160	195

國井会長が茨城放送『スマイルスマイル』に出演

茨城県庁での相談会場

鹿行支部での相談風景

議題３　ＷＥＢサイトについて

メルマガの登録を増やすため、メールアドレスのある会員に事務局から一斉に登録確認のメールを発信しました。今後は、申し込んでいただいた会員向けに12月から試行し、1月から正式に開始できるように業者と契約して準備していきます。

議題４　苦情処理チーム（仮称）について

以前から懸案事項だった苦情処理チーム（仮称）について議論しております。今後、新設予定の会員適正化委員会（仮称）と連携して苦情処理について整理します。その中で、当部会としては特に非行政書士の排除に関して重点的に精度を上げていきます。

平成25年度全国法規監察担当者会議参加報告

日時　平成25年12月 9日（月）　午後1時30分～午後5時
10日（火）　午前9時30分～正午

場所　行政書士会館　地下講堂

出席者　安　圭一副部長

昨年度に引き続き、法規分野及び監察分野に関する担当者会議として、「業際問題」を貴重テーマとし、各単位会の各担当部署の現状把握、過去の照会回答案件を素材に共有すべき論点についての考察及び意見交換・情報交換を通して、各行政書士会の認識の共有化を図ることを目的として開催されました。

内容

1日目

①　「終業規則作成業務に係る経緯について」
　日本行政書士会連合会　伊藤法規監察部担当副会長

②　「終業規則作成業務について」
　学習院大学法学部　櫻井敬子教授

③　講話1「業際問題（総論）」
　日本行政書士会連合会　伊藤法規監察部担当副会長

2日目

①　講話2「業際問題（各論）」
　日本行政書士会連合会　伊藤法規監察部担当副会長

②　アンケートに基づく意見交換等

③　総括
　日本行政書士会連合会　糠谷秀剛弁護士

所感

全国から集まった法規監察担当者との意見交換は、とても参考になりました。伊藤部長と櫻井教授の講演も、示唆に富んだ内容で、刺激的でした。

1日目の夜に行われた懇親会では、各単位会の本音の意見交換もでき、有意義なものとなりました。

今回の会議の内容を踏まえ、広報・監察部はもちろん、茨城会の運営に十分反映させていきたいと思いました。

国土農地部

新年挨拶

国土農地部長　田向　敏雄

謹んで新年のごあいさつを申しあげます。

昨年は国土農地部の第1回実務研修会として、都市計画法の理解及び業務の拡大を目的に、県建築指導課の柏原係長に講師を引き受けて頂き「都市計画法における開発許可制度」の概要について研修しました。

本年度は残された短い期間ではありますが、農地法関係の研修会と農地法の手引書の作成に雨貝副会長、部員一同一致協力し取り組んでまいります。最後に茨城県行政書士会の益々の発展、会員の皆様にとって最良の年となりますようご祈念いたしまして新年の御挨拶といたします。

活動状況報告

第6回　国土農地部会開催

日時　平成25年10月22日(金)　午後1時30分～午後4時

場所　茨城県行政書士会　事務局

出席者　田向部長　久保副部長　上野部員

議題1　第2回業務研修「農地法関係」について

日時、場所、講師への依頼文、参加費、研修内容、申し込み期限、質問の取り扱いなどについて決定する。また講師も決まったので、依頼文を直接届け研修会の内容について説明協議することにする。

議題2　(仮称)農地法関係業務の手引きについて

前回の部会で分けた各部員の担当のページの原稿の誤字脱字、罫線のずれ等の修正部分について協議する。まずフォーマットを調整し、形式を整えた後各部分の原稿内容について検討協議していくことにする。

第7回　国土農地部会開催

日時　平成25年11月27日(水)　午後1時30分～午後3時30分

場所　茨城県行政書士会　事務局

出席者　田向部長　久保副部長　上野部員

議題1　第2回業務研修「農地法関係」について

前回確定させた研修内容の確認及び研修資料については講師から原稿を受け取り事務局で印刷し準備する。また、当日の分担集合時間等について決める。

議題2　(仮称)農地法関係業務の手引きについて

各部員でページを分け検討しきた原稿の各部分について疑問のある部分を詳細に検討し、修正するところ、省略するところ、加えるところなどを決める、これからは早めに修正した原稿にもとづき、県等関係部署と協議し、印刷するとき原稿を修正、訂正しなくても良い、原稿通りのゲラで手引書を発行できる原稿作成に努める。

議題3　その他

関係団体への法令遵守のお願い(非行政書士への対応)について協議した結果、良く内容を把握し、関係部と協議し理事会に諮り了承を得るなど必要な手続きを踏み慎重に進めていくこととする。

建設部

新年挨拶

建設部長　海老原　芳晴

新年明けましておめでとうございます。会員その他関係者の皆様におかれましては日頃より多大なるご支援を頂き、御礼申し上げます。昨年6月に建設部長を拝命して以来、関係官公署との意見交換や、４回にわたる建設業許可関係の業務研修会の開催、社会保険未加入対策に関する会議出席等、部長としては初の経験で、とにかく目の前の業務をこなすのに精一杯で、至らない点も多々あったかと思います。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

今年におきましても、会員の皆様がいっそう円滑に業務を行うことができるよう、建設部一丸となって会務を遂行して参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

活動状況報告

下記のとおり研修会を実施しましたので、ご報告いたします。

研修会名	建設部　第１回実務研修会
研修テーマ	①建設業許可申請について ②建設業許可業者の社会保険加入について ③財務諸表作成の留意点及び分析申請時の注意点
講師	茨城県庁　土木部　監理課　建設業担当係長　　瀬尾　知也　様 茨城県庁　土木部　監理課　建設業担当主事　　吉村　康宏　様 株式会社ワイズ　取締役営業部長　　荻原　隆仁　様 ワイズ公共データシステム株式会社　分析係長　　伊藤　陽子　様
実施日時	平成25年９月17日（火）　午後1時30分～午後4時
場所	茨城県立健康プラザ　大会議室
参加人数	30名
研修の詳細	①建設業許可申請について ②建設業許可業者の社会保険加入について 茨城県庁 土木部 監理課 建設業担当係長　瀬尾　知也　様 茨城県庁 土木部 監理課 建設業担当主事　吉村　康宏　様 建設業許可の手引き（茨城県庁 土木部 監理課 発行）を使用し、新人会員やあまり建設業許可申請業務を行ったことがない会員でも基礎的な知識を身に付け、すぐに業務に役立てていただけるよう大変わかり易く講義していただきました。 また、昨年１１月より実施されている建設業許可業者への社会保険加入徹底についての概要、今後の見通し等について説明していただきました。 財務諸表作成の留意点及び分析申請時の注意点 講師：株式会社ワイズ　取締役営業部長　　荻原　隆仁　様 ワイズ公共データシステム株式会社　分析係長　伊藤　陽子　様 パワーポイント、テキストを使用し、例題も交えて詳細に解説していただきました。
研修の効果	例年、要望の多い建設業許可申請に関する基礎研修会を開催いたしました。講師の皆様の分かり易く実務的な講義を拝聴することができ、意義がありましたが、参加者が例年に比べて非常に少なく、残念な結果となりました。研修会の周知方法に問題があったと思います。

茨城県庁 土木部 監理課 建設業担当
係長　瀬尾　知也 様

茨城県庁 土木部 監理課 建設業担当
主事　吉村　康宏 様

株式会社ワイズ　取締役営業部長
荻原　隆仁 様

ワイズ公共データシステム株式会社
分析係長　伊藤　陽子 様

下記のとおり、標記の会合に参加してまいりましたので、ご報告いたします。なお、議事録は千葉会にて作成されます。

連絡会名	日本行政書士会連合会　関東地方協議会　建設業務連絡会
日時	平成25年10月10日（木）　午後2時～午後5時
場所	東京都行政書士会合同相談センター第3会議室（渋谷区桜丘町31-14岡三桜丘ビル6F）
参加人数	12名
次第	1. 開　会　～代表幹事　棚澤ゆかり（千葉会） 2. あいさつ　～関地協会長　福田　守（群馬会会長） 3. 書記選任 4. 自己紹介 5. 議題 (1)代表幹事・副代表幹事の選任 (2)各単位会の懸案事項 (3)他の単位会への質問事項 (4)建設業務連絡会への要望 (5)関係団体への要望事項 (6)その他
議題の詳細	(1)代表幹事　棚澤ゆかり（首都圏地域、千葉会建設・土地業務部長） 副代表幹事　石政　武彦（首都圏地域、東京会建設宅建環境部長） 幹　事　矢追　邦美（首都圏地域、神奈川会建設環境部長） 幹　事　瀬山　晃市（首都圏地域、埼玉会建設農林宅建部長） 副代表幹事　海老原芳晴（北関東地域、茨城会建設部長） 幹　事　横山　眞（北関東地域、栃木会理事） 幹　事　中島　肇（北関東地域、群馬会業務推進グループ） 副代表幹事　三科　博（甲信越静地域、山梨会業務第二部長） 幹　事　香坂　宗一（甲信越静地域、長野会建設部長） 幹　事　五條　義人（甲信越静地域、静岡会常任理事） 幹　事　中村　武雄（甲信越静地域、新潟会農林建設副委員長） (2)～(3) 専任技術者、経営業務管理責任者について その常勤性、実務経験の確認等に各県対応の違いあり。 社会保険未加入問題について 山梨県ではもとより社保加入は許可の条件であった。その落ち着き先に各県で差異が出るのか注視。 経営事項審査業務受託について 先進県（静岡県、神奈川県）を例に、各県の可能性を模索。

議題の詳細	(4) ～ (5) 上記を踏まえ、この会合の長期継続化、月例開催化を望む声有り。一方、行政庁への働きかけ等、テーマ・目標の設定が必要であり、単なる連絡会では意味がないのではないかとの意見もあり。
参加者雑感	建設業業務エキスパートの参加も多く、各県状況確認だけではもったいないと強く感じた。あり方、やり方、予算措置も含めて工夫していかないと、また、来年も同じ話をして終わりになってしまうであろう。単なる連絡会から一歩踏み出していきたい。

下記のとおり研修会を実施しましたので、ご報告いたします。

研修会名	建設部　第2回実務研修会
研修テーマ	①総合評価方式と工事成績対策について ②総合評価方式入札制度普及に伴う新業務の可能性について
講師	ワイズ公共データシステム株式会社 取締役　分析センター次長　大山　悟　様
実施日時	平成25年10 月15日（火）　午後1時～午後2時30分
場所	茨城県立健康プラザ　大会議室
参加人数	31名
研修の詳細	①総合評価方式と工事成績対策について パワーポイント、テキストを使用し、例題も交えて詳細に解説していただきました。 様々な注意点について具体的な事例等を用いて実践的な講義をしていただきました。
研修の効果	分かりやすい資料を駆使した、より実務的、実践的な講義を拝聴することができ、実務者にとって意義のある研修会になりました。 他の部会と共催になり、時間が詰まったのは残念でした。

ワイズ公共データシステム株式会社
取締役　分析センター次長　大山　悟　様

下記のとおり、標記の会合に参加してまいりましたので、ご報告いたします。

協議会名	第2回　関東地方社会保険未加入対策推進協議会
日時	平成25年10月22日（火）　午後1時30分～午後3時
場所	さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂（埼玉県さいたま市中央区新都心1－1）
参加人数	2名
次第	1. 開　会 2. 議事 (1)各団体における加入促進計画に基づく取組状況（概要） (2)標準見積書に関する各団体の取組状況について (3)公共建築工事見積標準書式の改定について (4)標準見積書に関する今後の取組方針について (5)社会保険未加入問題への行政の取組について (6)申し合わせについて (7)その他
議題の詳細	**(1)各団体における加入促進計画に基づく取組状況（概要）** ・社会保険加入状況の調査・確認 ・会員企業への周知・指導 ・法定福利費の確保・標準見積書作成への対応 ・適正工期の確保 ・低価格受注防止 ・優良企業認定あるいは保険未加入企業排除方策 ・重層化の改善・・・適用除外となる一人親方の増加が懸念。偽装請負排除 ・一人親方対策 **(2)標準見積書一斉活用開始に向けた各専門工事業団体の取組状況について・個別ヒアリングにおける聴取・説明項目** 聴取内容　・標準見積書作成に向けた作業状況、団体内での検討状況 ・標準見積書活用に向けた会員企業への周知状況・方法 ・標準見積書活用に向けた意見・懸念 説明内容　・標準見積書活用の取組の必要性・重要性 ・標準見積書の一斉活用に向けたスケジュール **・標準見積書の提出状況・・・作成予定50団体中49団体提出済** **・標準見積書活用に向けた会員企業への周知状況・方法** ウェブ掲載、郵送、総会での報告等 説明会の開催 **(3)公共建築工事見積標準書式の改定について** 法定福利費事業者負担分の項目を追加。10月1日以降公告の官庁営繕事業において適用を試行。平成25年度下半期に、公共建築工事積算研究会において法定福利費事業者負担分を追加項目とした改定案を作成し、平成26年度より運用。

議題の詳細	**(4)建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み** **ア．行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進** ・行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置 ・各建設業団体による社会保険加入促進計画の策定・推進 ・行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発 **イ．建設行許可部局による社会保険加入企業への対応** ・建設業許可・更新時の加入状況の確認 社会保険未加入企業に対し、文書により加入を指導。指導（2回目）に従わない場合には、厚労省の社会保険担当部局に通報する。 ・経営事項審査の厳格化 ・建設業担当部局による監督指導 建設業担当部局への通報 建設業法に基づき他の法令に違反した企業として、指導又は監督処分の実施 社会保険加入状況に関する虚偽に記載を行った場合、建設業法に基づく指導又は監督処分の実施 ・社会保険担当部局との連携 ・元請企業による下請指導状況の確認 ・法定福利費の確保 直轄工事における対応、発注者への要請・周知、元請企業への要請 業界における見積時の法定福利費の明示 ダンピング対策 重層下請構造の是正 ・その他 就労履歴管理システムの普及・活用 社会保険適用促進に向けた研究
参加者雑感	国土交通省からは建設業法改正というかたちで社会保険加入を許可取得の条件とすることまでは言及されておらず、あくまで許可権者である各都道府県の対応に委ねるかたちを取る方向であるので、100％の加入率達成は難しいかと思われるが、経営事項審査による減点幅拡大や、元請業者から下請業者への社会保険加入指導が強化されている現状から考えて、社会保険の加入率は大幅に上がると思われる。ただし、四次下請・五次下請等の零細事業者にとって、請負代金に法定福利費を計上することが難しい現状であり、当該事業者にとっては今後、大変厳しい状況を迎えることになるのではないかと思う。

運輸交通部

新年挨拶

運輸交通部長　小野崎　佳昭

明けましておめでとうございます。
年末年始はゆっくり静養されたことと存じます。
昨年は養成講座の皆さんには大変お世話になりました。
皆さんには半年の間非常に多忙となるでしょうが、ご協力の程よろしくお願い致します。
この新しい年がより佳き年になるよう心より祈念いたしまして、私からの年頭の挨拶とさせていただきます。皆さん一緒に頑張りましょう。

活動状況報告

出張封印業務研修会開催

日時　平成25年11月13日(金)　午後2時～午後5時
場所　茨城県自動車整備商工組合　水戸教育センター　2階
出席者　小野村副会長、小野崎部長、深谷副部長、大庭部員、他会員28名
テーマ　「自動車登録と出張封印の実務取扱について」
講師　(一財)関東陸運振興センター　茨城支部　綿引支部長、川島課長

「研修目的」

出張封印を行うことができるのは、一定の研修を受け、各都道府県の行政書士会の推薦を受け、行政書士賠償責任保険に加入し、陸運振興センター等の各支部と契約を結んだ特定行政書士だけです。

今回は、約28名の会員の方々が本研修を受講され、女性会員も数名参加され意外と関心があるのかなという印象を持ちました。

前半は、陸運振興センターの担当者より出張封印取扱いに関する実務説明会があり、後半は茨城運輸支局へ移動し、実際に封印作業の実施状況を見学されました。

最後に出席者全員に修了証が運輸交通部員より手渡され、後々、この研修会に参加して良かったなと思っていただければ幸いです。

※　本研修会は、「出張封印推薦運営要領」第2条第4号に規定する「担当部で行う所定の研修会」です。新たに出張封印を行うための本会の推薦を受けるためには今回の研修を受講しなければなりません。
　本年度の出張封印取扱研修は、今回のみとなります。

環境部

新年挨拶

環境部部長　宮崎　利章

謹んで、初春のお喜びを申し上げます。

本年のキーワードから二題。

ケネディー新駐日大使が颯爽と登場しました。耐える外交から、真の日本を世界に発信する陽性の外交への変化を期待します。

消費税の年です。唐突ですが、Excel、CAD、都市計画法、これらが環境関連に限らず大型許認可案件攻略の必須アイテムです。これらに熟達して武装せよと、課税事業者たらんと欲する、特に若い方々に申し上げます。

活動状況報告

第2回　業務研修会開催

日時　平成25年10月30日(金)　午後1時30分～午後4時

場所　エコフロンティアかさま　研修室

出席者　22名　他環境部4名

第1時限　自動車解体業許可申請の要点

講師：茨城県廃棄物対策課　(施設指導)主任　狩谷 彰宏 様

行政書士の立場を勘案した実践的で詳細な講義をいただいた。これからこの業際に参加しようとする会員はもとより、ベテランにも基礎を確認するよい機会でありました。事業者の目的を明確にした上で施設内容を検討することなど、我々が事業者に助言すべき事項も含んだ講義となっており好評でありました。

第2時限　エコフロンティアかさまの概要及び最終処分場の見学

講師：財団法人茨城県環境保全事業団　業務課副参事 海老根 英樹 様

エコフロンティアかさまの施設内容等の説明及び「利用の手引き」についての詳細な説明をいただいた。

我々の依頼人である小規模事業者にとってはやや敷居の高かったエコフロンティアの活用について、我々が自信を持ってレクチャーするために非常に有益な講義でありました。

その後、管理型最終処分場の構造の説明を受け、現地の案内をいただき、参加者から「処分場を見学できたのはラッキーだった」との声もあった。

処分場の残余期間や構造、処理方法などについて質問もありました。

第三回の研修会(平成26年1月24日(金))では、145 t／日の処理能力を誇る焼却･溶融施設の見学を予定しています。ふるって参加願います。

保健風営部

新年挨拶

保健風営部長　児島　秀卓

新年明けましておめでとうございます。

平成26年の新年を迎え、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

会員の皆さまにおかれましては、平素より保健風営部へのご協力とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災からまもなく3年近くになりますが、昨年は特に竜巻、台風等の自然災害が記憶に残っております。しかしながら、2020年の東京オリンピック開催が決定いたしましたし、将来に対する明るい展望を持てうる日本になることを望みます。

今年度の保健風営部は、信頼をモットーといたしまして誠実に事業を推進する所存であります。会員の皆様の要望を参考にしながら、より実践的な業務研修を企画立案して遂行していくように努めてまいります。

最後になりましたが、本年が皆さま方にとりまして良い年でありますよう心からお祈り申し上げますとともに、ますますのご発展とご多幸を祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

活動状況報告

第4回　保健風営部会開催

日時　平成25年11月27日(水)　午前10時～正午

場所　茨城県行政書士会事務局

出席者　古川副会長、児島部長、下条副部長、田向部員

議題1　業務研修会開催について

12月開催の第1回業務研修会について具体的な内容を最終確認する。

茨城県警察本部生活安全総務課、茨城県保健福祉部長寿福祉課から派遣される講師についての確認作業をし、当日の準備にとりかかる。

議題2　大阪府行政書士会視察研修報告書について

報告書の内容を確認し、今後の保健風営部に活用できるような参考案を話し合う。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について

今般、警察庁より、平成25年10月1日施行の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の解釈運用基準を変更する「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」(平成25年8月27日付け警察庁丙保発第16号、丙少発第18号)が示達されましたので、お知らせいたします。

また、旧解釈運用基準(平成22年7月9日付け警察庁丙保発第14号、丙少発22号別添。以下同じ。)からの変更の要点をまとめた「「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について(通知)」(平成25年8月27日付け警察庁丁保発第121号)も通知されておりますので、併せてお知らせいたします。

つきましては、下記のとおり、該当資料が掲載された警察庁ホームページのアドレスをご案内いたします。なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知置きください。

記

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」
(平成25年8月27日付け警察庁丙保発第16号、丙少発第18号)

http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20130827-1.pdf
「「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について(通知)」(平成25年8月27日付け警察庁丁保発第121号)
http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20130906.pdf

ぱちんこ営業における消費税等の取扱いに関する指導について

今般、警察庁より、ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第7条に規定する営業における消費税及び地方消費税の取扱いに関する通達が出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知おきください。

記

「ぱちんこ営業における消費税等の取扱いに関する指導について(通達)」
(平成25年9月6日付け、警察庁丁保発第130号)
【警察庁ホームページ】http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20130906.pdf

大阪府行政書士会視察実施

日時　平成25年10月11日(金)　午後3時30分～午後5時30分
場所　大阪府行政書士会事務局内会議室
出席者　茨城県行政書士会
保健風営部　古川　正美　副会長
児島　秀卓　部　長
下条　威之　副部長
田向　敏雄　部　員
大阪府行政書士会
業　務　部　坂本　雅史　常任理事兼部長
福井　伸暁　理事兼行政書士試験実施委員会委員長
保健風営専門部会副座長
嶋口　康生　理事兼暴力団等排除対策委員会委員長
雨堤　孝一　保健風営専門部会世話人

平成25年10月11日(金)、茨城県行政書士会保健風営部の事業推進および風俗営業許可申請に関する情報収集のため、大阪府行政書士会を古川副会長、児島部長、下条副部長、田向部員の4名で視察して参りました。

大阪府行政書士会の坂本常任理事、福井理事、嶋口理事、雨堤会員の皆様には忙しい中、大阪会の組織形態から部会の事業まで詳しく説明していただきました。我々の率直な質問にも丁寧に答えて頂き、茨城県と大阪府の風俗営業許可申請の相違点について意見交換しました。意見交換して、驚かされたことは警察との関係性において茨城県行政書士会のほうが、格段に友好的であるということでした。我々、保健風営部として当たり前に思っていた茨城県警察本部との相互協力関係が、大阪府においては簡単なことではない、という事実を聞かされ驚かされると同時に、日々の風俗営業許可関連業務をする上で、信頼関係は非常に大切なことであると痛感した次第でありました。

さらに、大阪府行政書士会においては、業務部傘下の保健風営部会という会があり、風俗営業、薬事、公衆衛生関係等の調査研究・情報提供・自主研修を行っているとのことでした。この部会は、任意で参加出来る公式の勉強会であり、会費制を導入して運営されているそうです。通常の研修会よりも、さらに踏み込んだ会員同士の情報意見交換がなされ参加者のレベルアップをはかる上で最適であるとのことでした。

茨城会においても、会員全体のレベルアップをはかる観点から、任意参加型の公式勉強会を立ち上げ既存分野だけでなく、新規分野においても積極的に調査研究・情報提供していくことは必要であろうと考えます。今後は会運営上、検討する余地があると考えます。

茨城県行政書士会の理事会において議案事項にあがっている会費滞納問題や組織検討問題に関しましても、大阪会においてはすでに、会費滞納者対策委員会（常設委員会）および組織検討特別委員会（特別委員会）なる会が具現化して運営されております。これらの委員会の有効性と効果を参考にして茨城会の会運営に役立てることは可能だと考えます。

今回の大阪府行政書士会への視察研修を終えて実感したことは、大阪会は会運営の実務ともに実践的であり先進的であるという感じがいたしました。我々、保健風営部としても見習う点が多々ありましたので、非常に有用でした。

大阪府行政書士会組織図　（平成25年4月1日現在）

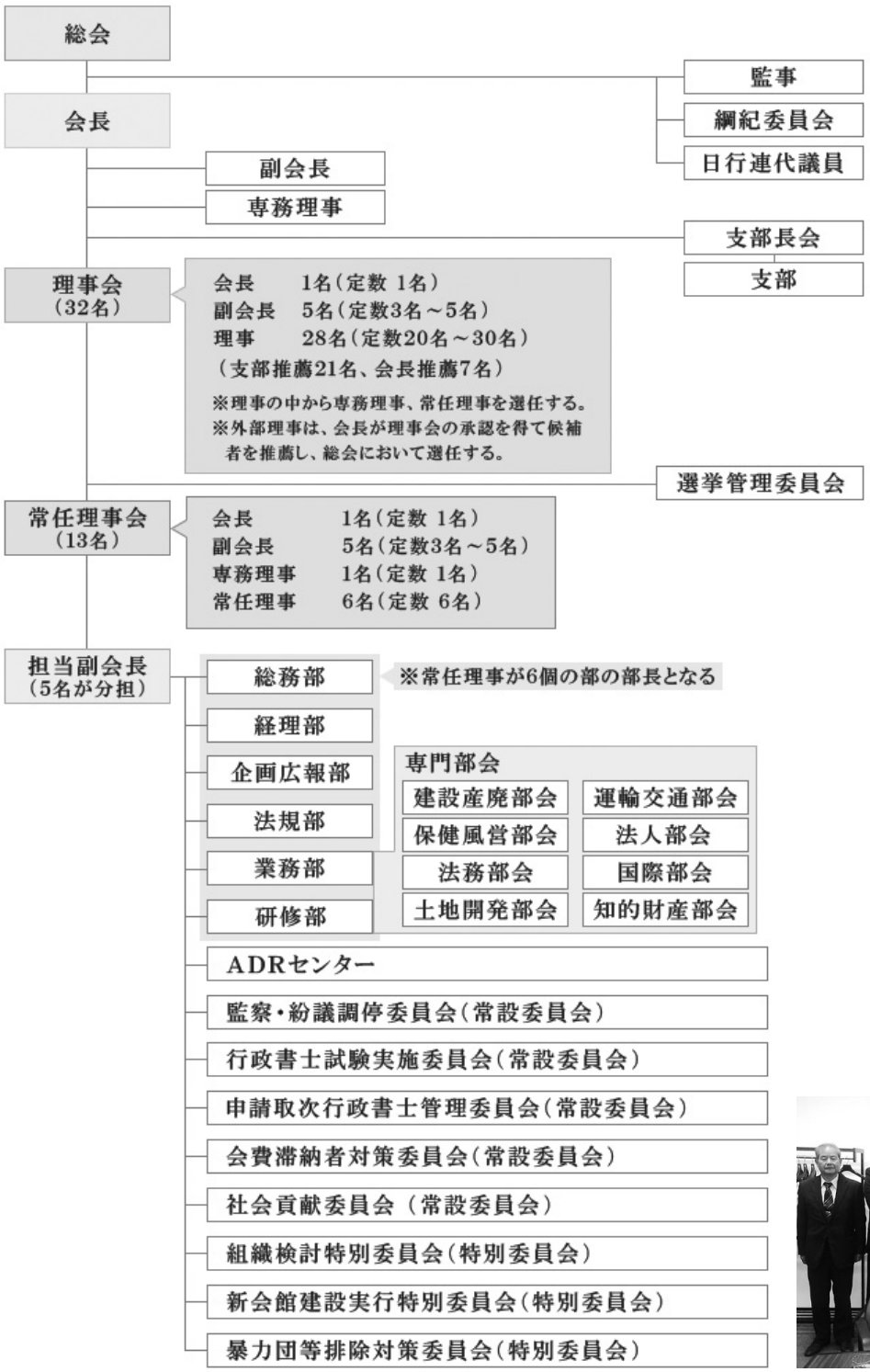

国際部

新年挨拶

国際部長　松田　秀幸

新年明けましておめでとうございます。

旧年中の国際部への温かいご支援とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

国際部では、入管業務に関する基礎的な事項を学んでいただこうという目的から、昨年10月及び11月に東京入国管理局 水戸出張所のご協力のもと研修会を開催いたしました。非常に充実した内容で、入管業務に対する本会会員の理解も深まったものと感じました。

本邦在留外国人の中には、自らの置かれている状況や要望をしっかりと表すことができず、様々な機会を逸している方がいらっしゃいます。我々行政書士は、外国人の良き相談相手でありながら、入管当局からも信頼が得られる存在であるよう、自己研鑽や適正な業務受託・申請取次に努めていかなくてはいけません。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

活動状況報告

国際出入国管理セミナー 参加報告

去る平成25年10月30日（水）、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷にて、財団法人入管協会と立命館アジア太平洋大学の主催による、国際出入国管理セミナーが開催され、茨城会代表として参加してまいりました。

セミナー実施内容は以下のとおりです。

①最近の出入国管理行政の現状と課題：法務省入国管理局 入国管理調整官　福原申子 氏

②最近の米国ビザ発給の現状と課題：米国弁護士　Richard S. Goldstein 氏

③先進国の近年の出入国管理政策の概要と課題：立命館アジア太平洋大学 副学長　山神進 氏

④台湾における最近の出入国管理の概要：台湾弁護士　許懷儷 氏

⑤海外進出と人事管理：㈱藤田建装 社長 藤田守広 氏

⑥パネルディスカッション「日本の少子高齢化に伴う外国人労働者の受入れについて」

①に関しては、日本政府が取組みや検討を行っている、「観光立国実現に向けた取組」、「専門的・技術的分野の外国人の受入れ促進」、「不法滞在者対策・偽装滞在者対策の促進」、「外国人との共生社会実現に向けた取組」、「難民認定制度の適正な運用」というテーマで講義されました。②～④に関しては、各国の出入国管理政策の概要やその現状について講義が行われ、各国の出入国管理政策の特色やちがいについて理解を深めるとともに、各国の法制度を知識として得ることができました。⑤では、実際に中国に現地法人を設立し、日本国内の本社や関連会社と連携を図りながら事業を展開されている事業者の方が講演され、特に中国の現地法人における労働者の雇用や雇用管理という面が具体的例を示されていており、深く理解することができました。

今回のセミナーでは、これまで移民を積極的に受入れてきた諸外国において、近年は高度なスキルを持った人材でなくては移民として受入れられることが難しくなりつつある現状や、海外に現地法人を設立して、日本国内の法人とともに人材や技術の育成を積極的に行っている企業の取組みが非常に印象的でした。日本国内では、少子高齢化に伴う労働者人口の減少が叫ばれていますが、ただ日本国内に多くの労働者を受けいれるだけではなく、中小企業でも活用可能な高度人材外国人の制度の検討や、日本と諸外国間の連携による人材や技術の育成及び融通等、幅広い視野での労働力確保を進めていくことが重要であると考えました。

行政書士会としては、行政書士が取組む国際業務というものを、現状の入国管理局への在留資格申請に留まらず、もっと広範囲での日本と海外の往来や日本企業の海外進出などを含めたものとして捉え、研修や講演等を通して会員に情報提供していく必要があると考えます。

第2回　業務研修会開催

日 時　平成25年11月21日(木)　午後3時～午後4時40分

場 所　茨城県立健康プラザ3階　大会議室

出 席 者　44名　他国際部2名

テ ー マ　就労系在留資格の各種申請に関する基礎的事項や留意点について

講 師　法務省 東京入国管理局水戸出張所　　藤谷 聡　所長

今回の講義では、就労系在留資格(投資経営、人文知識・国際業務など)に関する事項を講義いただきました。

講義内容は、基本編と応用編に分かれており、基本編では、就労系在留資格の全般的事項から、入管法別表及び上陸基準省令を参照しながらの各在留資格の説明、申請に関する必要書類について講義いただきました。応用編では、昨年より導入された高度人材ポイント制、報道でも取り上げられた東南アジア諸国からの看護師・介護士受入れ、昨年の入管法改正により始まった各種届出制度に関して講義をいただきました。そして最後に、事前に寄せられた質問に丁寧にご回答いただき、終了予定時間を過ぎるほどの盛りだくさんの内容の講義となりました。

今回の講義では、既述しましたが、入管法別表及び上陸基準省令を確認しながら、各在留資格を解説いただきました。このように、どこを基準(考え方の拠り所)として、相談者から寄せられる事案に対応するかを学べたことが良かったと思いました。また、就労系在留資格の幅は非常に広いので、特定の在留資格に絞った研修会実施の必要性も感じました。

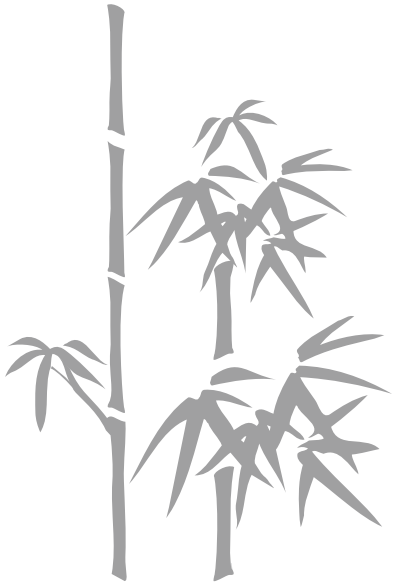

市民法務部

新年挨拶

市民法務部長　増戸　美幸

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、新たなお気持ちで新年を迎えられたことと存じます。

近年の異常気象は、日本中どこにでも、災を起こしています。不安を抱えながらも、日々の生活に向かわなければなりません。市民法務部では、皆様方が業務をしていくうえで、新たな業務の開拓になればと種々の会議等に参加しております。また２年目を迎えた市民相談センターの運営とともに、今後とも行政書士の存在価値を高める努力をしていく所存でございます。

活動状況報告

●10月1、6日

10月広報月間恒例の電話による無料相談を事務局において実施しました。

2日間の相談件数30件

●10月2、16日

県庁において水戸支部と合同で無料相談会を実施しました。

●10月4日

市民相談センターの今年度相談員３名（１名欠席）に対し、研修を行いました。

●10月15日

平成25年日本司法支援センター茨城地方協議会に部長が参加しました。

内容については、法テラスの現状報告、今後取り組むべき課題等について意見交換がなされました。

同日午後17：00から、水戸京成ホテルで八士会無料相談の反省会に会長と副会長、部長が参加しました。

●10月21日

日本政策金融公庫との業務提携を核とした覚書調印に向けて、副会長と部長が日本政策金融公庫を訪問しました。なお、正式調印は11月28日午前11時から行います。

●11月の第2週目

部員に担当地区を割り当て、市民相談センター広報のポスターを、各市町村、警察署、土木事務所、公証役場等に配布しました。

●11月14日

金融庁による業務説明及び意見交換会に副会長と部長が出席しました。

内容については、中小企業支援について、金融庁の取り組みの説明があり、専門家がそれぞれの立場で、どのような支援ができるのか意見交換がなされました。

●11月19日

次回新人研修をする予定である、みまつホテルの視察をし、ホテル側担当者とテーブル配置等の会場構成について確認しました。

●11月22日

茨城県警本部において、「相談業務関係機関連絡会議」に部長が出席しました。

内容については、国の家庭裁判所、人権相談、労働局、県の相談窓口を有する部署、警察関係の相談窓口の部署及び関係団体等が集まり、各機関がどのような相談に応じているのか、現状と傾向、その対策などについて報告がなされました。

●11月28日

日本政策金融公庫との「中小企業等支援に対する覚書」の調印式が会長、担当副会長、部長が出席して行われた。日本政策金融公庫は水戸支店、土浦支店、日立支店の支店長が出席しての調印となった。今後具体的に、研修会、企業に対するセミナー等に向けて、連携をしていきます。

職務上請求書の様式改訂に伴う無償差し替えについて

「行政茨城」平成２５年１１月号で既にご案内させていただきましたとおり、下記のとおり旧様式から新様式への無償差し替えを開始いたしますので、再度お知らせします。

なお、現行の職務上請求書は差し替え期間が経過した後も引き続き使用可能ですが、職務上請求書偽造防止に向けた今般の新様式への移行にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 主な変更事項

記載内容事項は変更がありませんが、新たな偽造防止策を施すことになりました。

【変更点】 ①彩文
②ヒドンワード(コピー機で複写すると「無効」の文字が浮き上がります)
③セキュリティライン
④透かし(コスモスマークが透けて見えます)
⑤パール印刷(透明インキで印刷されており、傾けると、模様が浮かび上がります)

2. 差し替え費用

お手持ちの未使用分および一部使用済みの旧様式を新様式と無償差し替えいたします。

差し替え　　無料

3. 差し替え方法

新様式は平成26年1月7日(火)より事務局にて、差し替えを開始いたします。お申込については以下の3点をご提出下さい。なお、郵送でのお申込(簡易書留を利用)も受け付けますが、平成25年の様式変更時と同様に、送料は自己負担となりますのでご了承下さい。

(ア)購入申込書(様式2)
(イ)誓約書(様式3)
(ウ)未使用および一部未使用分がある旧様式職務上請求書

申請方法	会員→茨城県行政書士会	茨城県行政書士会→会員
窓　口	**随時**受付（土日祝日を除く）※	
郵　送	簡易書留郵便（送料会員負担）	本人限定受取郵便 （送料会員負担：800円～ 910円）

※ 使用方法の厳格化が、最近特に求められております。使用済み職務上請求書について不適切と思われる内容がある場合には、**市民法務部**による審査を行います。その場合には審査に数日を要する場合がありますので、ご協力下さいますようお願いいたします。

4. 差し替えスケジュール

平成26年1月 7日(火)　　無償差し替え開始(差し替え後、直ちに使用できます)

↓

平成26年3月31日(月)　　無償差し替え終了

様式２

平成 26 年　　月　　日

茨城県 行政書士会
会　長　　國　井　　豊　　殿

登録（法人）番号　　：
支　　部　　：
氏　　名（法人名称）：

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購　入　申　込　書

１．購入部数（いずれかに○を付すこと。）

１冊	２冊	３冊以上	（　　）冊 備考：所属する社員行政書士の数 （　　）名

※「3 冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

２．業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること。）

３．添付書類（添付するものに○をつけること。）

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

＜添付しない場合の理由＞
・初回の購入申込み
・紛失　その他（顛末書により詳細な理由を記載すること）

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
～ ～					無償差し替え　　冊 有償差し替え・購入　　冊 （未使用回収　　冊）
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

様式３

誓　約　書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下職務上請求書という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

１．私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約
　（１）職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
　（２）職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
　（３）職務上請求書には、不実の記載をしません。
　（４）控えは２年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
　（５）廃業の届出その他行政書士法第７条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。
２．私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約
　（１）職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
　（２）職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
　（３）私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。
３．上記１又は２に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。
４．職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。
　（１）所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
　（２）日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日　　付	平成　２６　年　　月　　日	所属単位会	茨城 会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）			職印

＜以下、単位会記入欄＞

払出し管理番号	～
	～

平成25年度　交通事故関連実務者との意見交換会開催

日 時　平成25年11月20日(水)　午後1時30分～午後5時

場 所　行政書士会館　地下講堂

出 席 者　日行連10名(北山会長、野崎・伊藤副会長、第二業務部員5名、糠谷顧問弁護士)
全国単位会42名(内パネラー 6名、オブザーバー 36名)

1. 事業の内容

(1) 講話「交通事故実務の基礎知識について」

講師：糠谷顧問弁護士、伊藤法規観察部担当副会長、田後第二業務部次長

(2) パネルディスカッション

パネラー：伊藤法規観察部担当副会長

宮城会　中鉢和郎 会員、神奈川会　齋藤光宏 会員
富山会　大塚謙二 会員、大阪会　大坪力基 会員
山口会　今井吉治 会員、福岡会　中村まり 会員

2. 報告

・講話は、田後氏、伊藤氏、糠谷氏が、各々30分の持ち時間で行われた。
要旨は以下の通り

(田後氏講話)

交通事故関連業務においては、獲得すべき知識分野は多岐にわたる。

ただし、行政書士向けに作成されたマニュアルではなく、弁護士向けに作成された資料や研修会・意見交換会等を利用しながら、試行錯誤によりそれぞれの手法を獲得する必要がある。

また、交通事故関連業務においては、自賠責の請求や保険金の受領における代理申請・代理受領のあり方、示談困難な案件に対する対処方法、弁護士法72条への抵触、成功報酬を請求することの是非などを留意すべきポイントが多々ある。

弁護士と連携するなど、適切な方法で業務を行うことが重要である。

(伊藤氏講話)

従来、自賠責保険の請求に関する書類の作成は行政書士の行うことのできる業務とされてきたが、平成24年の大阪地裁判決、及び平成25年の大阪高裁判決では、事実証明に関する業務であっても、法的紛議が生じているか又は法的紛議が生じることが不可避である案件に関する書類の作成は「法律事件」に関する「法律事務」である旨の判決がなされた。

自賠責保険に関する業務だからといって、すべてが行政書士の行える業務ではない可能性があることを考え、業務内容を見直す必要がある。

(糠谷氏講話)

損保会社は、自らの利益の確保のため、行政書士が関与する案件について、行政書士が関与していることを理由に自賠責保険請求の申請や、弁護士費用特約による報酬の支払いを拒否する事例が多々見られる。

このような場合に、行政書士法第1条の2に規定された事実証明に関する業務であり、正当な業務範囲であることを主張する人もいるが、事案によっては訴訟に発展し行政書士の行える業務ではないという判決がなされる危険性もある。

このような場合は、弁護士と提携するなど上手な方法を用い、行政書士業務としての実績を積み上げていくことが肝要である。

・パネルディスカッション

パネルディスカッションは、先ず、パネラー全員が、それぞれの交通事故関連業務に関する業務の内容などの取り組み方が紹介された。

その後、交通事故関連業務の内容などについて活発な意見交換が行われた。

主な議題としては、下記の通り。

①自賠責請求を行政書士が行うことの可否(グレーかホワイトか)

自賠責保険に関する業務は白だが、任意保険と自賠責保険の区別をつける必要がある。

この区別を曖昧なまま業務を行うと、グレーな領域に踏み込む可能性が高まり注意が必要。

②自賠責の請求及び保険金の受領についての代理のありかた

全面的に代理する、本人申請だが手続きだけ代理する、書類作成だけを行い本人が申請するなど、様々な関与の仕方が紹介された。

③弁護士費用特約への対応

事故の状況調査に関し、行政書士だけが請求すると否定される場合が多い。

行政書士の場合は、書類作成だけが業務という誤解があり、相談業務や事故状況の調査などの業務に関しては、否定されることが多い。

調査会社を設立し当該会社の業務として請求すると、会社としては何の資格も有してないのに、何の問題も無く通るなどの逆転現象が生じている。

損保会社に対し行政書士が行える業務であることをアナウンスする必要性がある。

④弁護士と提携することの重要性

示談交渉その他弁護士でなければできない分野に発展する可能性が高く、弁護士との連携は欠かせない。

ただし、「非弁提携」とならないよう、注意する必要がある。

日本政策金融公庫との覚書を締結

茨城県行政書士会と株式会社日本政策金融公庫水戸支店及び土浦支店、日立支店は平成25年11月28日「中小企業等支援に関する覚書」を締結しました。

創業者支援に力を入れている、日本政策金融公庫と許認可などの手続きを業とする行政書士が連携し、創業者である中小企業者を総合的に支援していきます。

今後は、情報提供や、企業向けセミナーや研修会の講師派遣等相互に協力していくことになります。

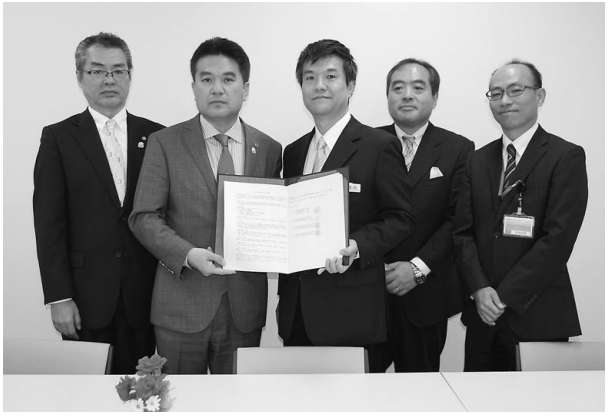

福岡県行政書士会視察実施

日 時 平成25年12月13日(金)午後2時30分～午後4時

場 所 福岡県行政書士会

出 席 者 茨城県行政書士会

	國井　　豊	会　長
市民法務部	古川　正美	副会長
	増戸　美幸	部　長
	三瓶　賢二	副部長
	安　　圭一	部　員
	郡司　孝夫	相談役
福岡県行政書士会		
	佐竹　陽一	会長代理・副会長
	岩田登美男	市民相談センター部長
	香川　忠雄	事務局長

平成25年12月13日市民相談センターの先進地である福岡会の視察を行いました。

意見交換内容

1．市民相談センターの運営について

茨城会からどのような場所で、どのような方法で行われているのかとの質問に、福岡会では26条からなる、「福岡県行政書士会市民相談センター事業の実施及び運営等の関する規則」を設置して、各市町村とは業務提携という形式で契約書をかわし、市町村の施設において、会場をパーテイションで仕切り、2名一組で対面の相談を行っているとのことであった。

どんな相談内容かとの問いには、相談内容としてチラシに大きく記載しているものは「遺言」「相続」「成年後見」「消費者問題」であり、これらに特化しているとのことであった。郡司相談役から、「成年後見」と記載して問題はないのか等の質問にも他士業との協議してあり問題はないとの回答であった。

業務の依頼が来たときは、どうするのかとの問いには、本会に問い合わせをするようにしてあり、本会から紹介するという方法を取っている。相談員は名札を付けているので、依頼者が相談者として指名することもあり、相談者に対し、責任の所在をはっきりさせている。

福岡会では別に業務部が専門的なこと、「交通事故無料相談会」や「外国人無料相談会」等の相談会を実施している。

市民相談センターの発足時には、いろいろな想定を予測しており、トラブル回避の手法等も考えて厳格な規則も作成したが現在は安定しているので、大きな問題はないとのことであった。

2．市民相談センターの組織について

担当副部長が4名いるがその役割を尋ねたところ、福岡会は16支部の上に4か所の協議会を設けてあり、その上に本会があるとのことであった。協議会の4か所に担当副会長を設置し、市等との折衝や現場を管理監督しているとのことである。福岡会は、理事が13名で全員が部長となり、副部長は部長が推薦するのだそうである。

「嘱託相談員」はどのような組織なのかとの問いには、条件を付けて募集をし、「嘱託相談員」となったら、誓約書を提出し、委嘱状交付を受ける。さらに研修は年一度受けることとされ、研修内容は複雑なテーマについての模擬相談、討論会最後に意見交換会を行っている。

支部との連携についての問いには、福岡会は支部とは特に連携は取っていないが、協議会には支部長も参加し、状況把握はしている。支部でも相談会は行われているが、協議会の存在により、市民相談センターと重ならないようにしている。

広報については市等の広報誌に掲載してもらっている。A4サイズのチラシは相談員の判断で各所に配置されている。

3．福岡会の組織について

法務経営部と法律研修部はどんな活動をしているのかについては、法務研修部は新しい業務開拓をするため、まずは委員会をつくりそこから事業部にしていくこと、業務提携の企画がたくさん上がっているとのことである。法律研修部は九州大学と提携し民法改正など法律の勉強会等を行うことだそうです。福岡会の特性として、九州全体から研修参加の申し込みがあるので、幅広い研修を行っているとのことであった。

今般市民相談センターの先進会である福岡会は面談方式、茨城会は電話での相談と違いがありましたが、市民相談センター運営部が活動している福岡会の視察をし、その現状をお聞きしていると他のことについても先駆けていることがたくさんあり、考えさせられた点があります。

市民相談センターについて

①きちんとした規則を作成するべきではないか。

②相談員の質の向上をめざし研修をするべきではないか

③現在支部で行っている無料相談会と連携するべきではないか

④責任の所在(責任者)を明確にすべきではないか

⑤市町村との連携も視野に入れるべきではないか

最後に、市民法務部として、新規業務の可能性に対し積極的に企画を提案し、業務提携をして行くことも重要なことであると痛切に感じました。

重　要

行政書士徽章着用と行政書士証票携行の徹底について（お願い）

茨城県行政書士会　会　長　國井　　豊
市民法務部長　増戸　美幸

茨城県行政書士会では今般、行政書士の職域の確保及び非行政書士の排除を目的として、行政書士徽章の着用と行政書士証票の携行（補助者については補助者徽章の着用と補助者証の携行）の徹底を図ることを決定しました。

行政書士徽章を上着に着用するとともに、行政書士証票は常時見えるようにストラップ等で首からさげたり胸に付けることにより、官公署等の窓口において、行政書士又は補助者であることを積極的にアピールすることといたしました。

徽章着用と証票携行を徹底することによって、行政書士の業務に誇りを持ち、常に専門家として業務に当たることができるよう、会員一人一人の意識を高めて行くことを目的としたものです。

つきましては、趣旨ご理解の上何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

申請取次行政書士管理委員会

活動状況報告

第1回　申請取次委員会・国際部合同研修会開催

日時　平成25年10月29日(火)　午後1時30分～午後4時30分
場所　茨城県開発公社ビル　1F会議室
出席者　11名外国際部2名、申請取次委員5名

第1部　国際部研修

①国際部の役目等
②改正入管法に係る各種届出について
③その他

・国際部部長より申請取次申請に係る基礎的な書式の記載事項や記入する際の注意点や入管法の罰則等についてわかりやすく解説がなされた。

第2部　申請取次委員会研修

①申請取次委員会の役目とは
②事例に学ぶ
　・申請取次行政書士と刑事事件について
③受託時留意事項について
④その他遵守事項ほかについて

・①②については柴本申請取次委員が申請取次行政書士にとって非常に係わりが予想される刑事事件、特に集団密航助長罪、私文書偽造罪、公正証書原本不実記載　等、資格外活動などについて条文、事例を具体的に詳しく解説し、③④については中村申請取次委員が自分の体験を交えて、いかにしたら犯罪に巻き込まれないようにするかといった予防について解説し、参加者にとって非常に有意義な実りある研修になったと思われる。

第3部　申請取次証明書交付更新時の効果測定に学ぶ

・参加者は練習問題に真剣に取り組んでいた。

次回の申請取次委員会・国際部合同研修会は平成26年3月6日（木）を予定しております。また、新たな試みとして入管法の実務者研修会の開催を予定しております。多くの参加をお願いいたします。